

# 企業情報の開示のあり方に関する検討について

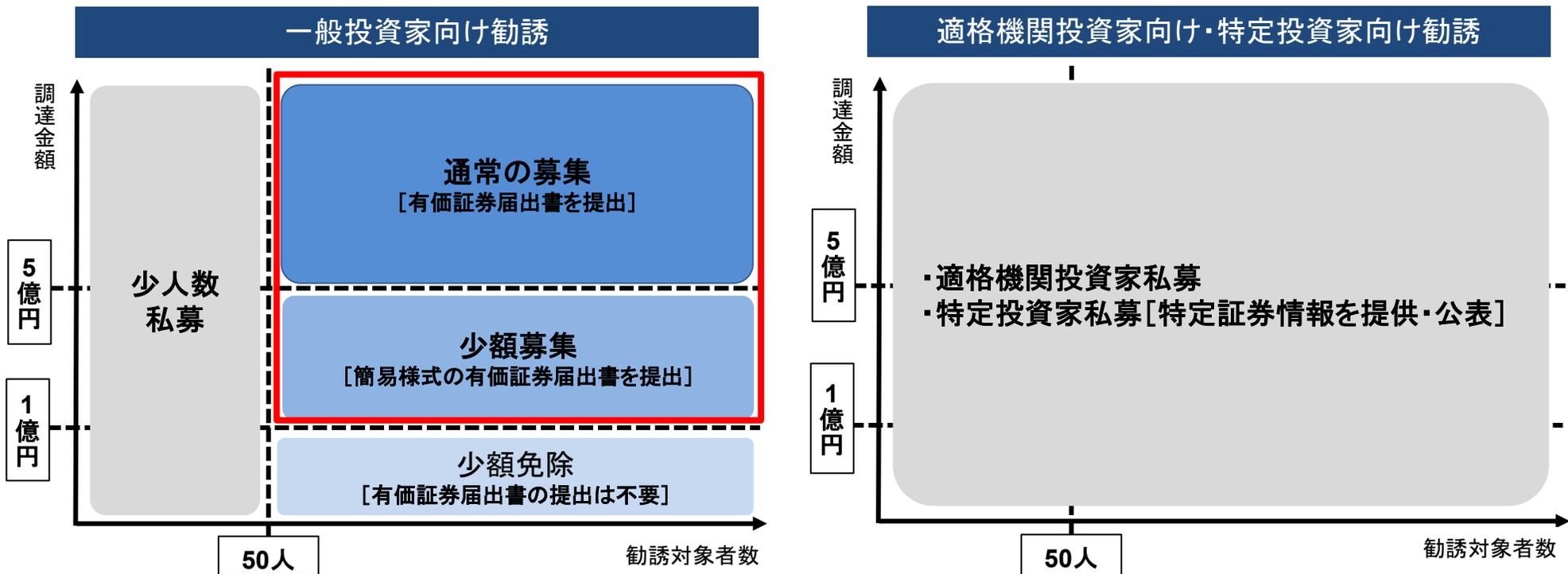
(ディスクロージャーワーキンググループ(仮称)の設置について)

金融審議会総会  
令和7年6月25日

# 1. 有価証券届出書の提出免除基準の検討

# 募集・私募に対する規制の全体像(非開示会社の場合)

- 50人以上の一般投資家**を対象とする新規発行有価証券の**勧誘行為**は**募集**に該当し、調達金額が**1億円以上**であれば、**有価証券届出書**の提出が必要(赤枠部分)。その後、継続的に有価証券報告書等の提出が必要。  
(注1) 勧誘対象者数は過去3か月分を通算。調達金額は、過去1年間の募集・売出しの調達金額を通算
- 投資者保護に留意しつつ、スタートアップ・成長企業への投資を更に推進する観点から、資金調達に必要な情報開示に伴うコストも踏まえ、**1億円の届出免除基準引上げ等**について検討する必要  
(注2) 「規制改革実施計画」(2025年6月)では、スタートアップ関連施策として、1億円の届出免除基準の引上げ等を提言。
- 募集に該当しない勧誘は**私募**といい、**少人数私募**、**適格機関投資家私募**、**特定投資家私募**がある。私募は調達金額の多寡にかかわらず、**有価証券届出書の提出が不要**(ただし、特定投資家私募については、特定証券情報を相手方に提供し、又は公表する必要)  
(注3) 特定証券情報は、証券情報と企業情報で構成されるが、会社法上の計算書類と事業報告の添付をもって企業情報に代えることができるほか、計算書類の監査が義務付けられていないなど、有価証券届出書に比して簡易なものになっている。  
(注4) 特定投資家私募を巡っては、2025年に、特定投資家要件の明確化、インターネット勧誘等の利便性向上を図るためのガイドライン等の改正を行った。



## 2. 虚偽記載等に対する責任のあり方 (セーフハーバー・ルール)の検討

# サステナビリティ開示基準及び保証制度に係るロードマップ案

サステナWGで検討中  
(第7回サステナWG (6/5)  
の資料を一部加工)

## 開示基準の適用

- グローバルな投資家との建設的な対話を中心に据えた企業向けの市場である**プライム市場の上場企業に対し、SSBJ基準(注1)に準拠して有価証券報告書を作成すること**を義務付ける。これにより、グローバルで比較可能性を確保しながら、中長期的な企業価値の評価に必要な情報を提供し、投資家との建設的な対話を促進。
- SSBJ基準の適用は、企業等の準備期間を考慮し、時価総額の規模に応じ段階的に進める。具体的には、
  - 時価総額**3兆円以上**の企業：**2027年3月期**
  - 時価総額**3兆円未満1兆円以上**の企業：**2028年3月期**
  - 時価総額**1兆円未満5千億円以上**の企業：**2029年3月期**
 からの適用開始を基本とし、ii.及びiii.の適用時期は、国内外の動向等を注視しつつ、引き続き、柔軟に対応。  
(注) 時価総額5千億円未満の企業へのSSBJ基準の適用については、企業の開示状況や投資家のニーズ等を踏まえて、今後検討。
- 経過措置としての**二段階開示は、適用開始から2年間とする。**
- **有価証券報告書の提出期限の延長**については、引き続き検討していく。

## 保証

- **開示基準の適用開始時期の翌年から保証を義務付け。**
- 保証水準は**限定的保証**(合理的保証への移行の検討は行わない)、保証範囲は**当初2年間はScope1・2、ガバナンス及びリスク管理**(3年目以降は国際動向等を踏まえ今後検討)とし、保証の担い手は本WGで引き続き検討。



(注1) サステナビリティ開示基準については、2025年3月、日本の基準設定主体(SSBJ)が国際基準と整合的な基準(SSBJ基準)を最終化。

(注2) 時価総額に応じた適用社数とカバレッジ(Bloomberg Finance L.P.及びJPX公表統計の2025年3月末時点の情報から作成)。実際は適用となる期の直前までの5事業年度末の平均値を用いる。

# Scope3のGHG排出量の開示

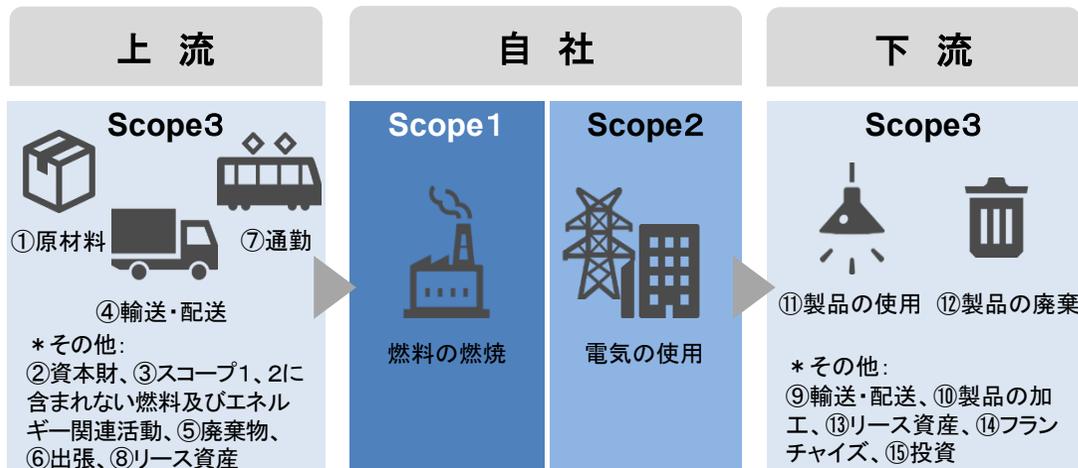
- SSBJ基準上、バリューチェーンから発生する温室効果ガス排出量(Scope3GHG排出量)の開示が求められており、自社外(上流・下流)のデータを集計して開示する必要。
- ただし、一定の仮定を含む見積りの方法によることも認められている。

## Scope3の温室効果ガス排出

(SSBJ基準「サステナビリティ開示テーマ別基準第2号『気候関連開示基準』」における定義)

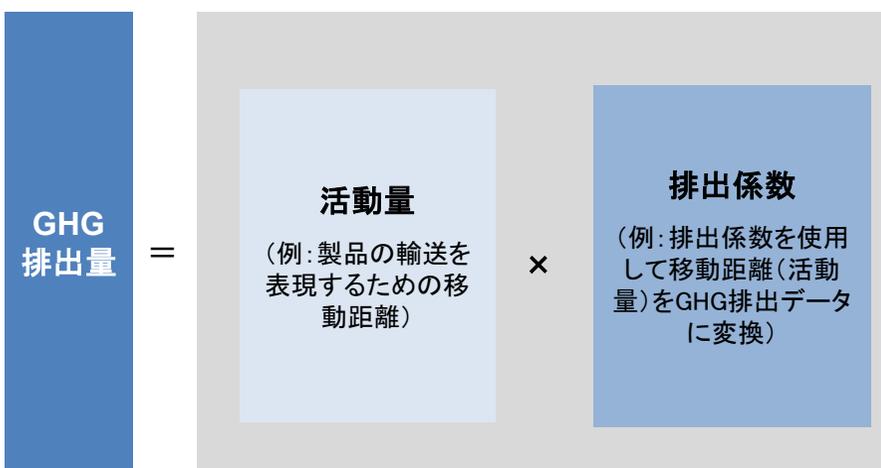
- Scope3GHG排出は、報告企業のバリュー・チェーンで発生する間接的なGHG排出であり、上流及び下流の両方のGHG排出を含む。「温室効果ガスプロトコルのコーポレート・バリュー・チェーン基準(2011年)」における、15のカテゴリー別に分解して開示する必要がある。
- Scope3GHG排出の直接測定には課題があり、見積りを含むものと見込まれる。見積りには、仮定及び適切な要素に基づきデータを概算することを伴う。見積りを使用する場合、次の要素を使用する可能性が高い。
  - GHG排出をもたらす企業の活動を表現するデータ(活動量)
  - 活動量をGHGに変換する排出係数

### バリュー・チェーンから発生する温室効果ガス排出のイメージ図



※図中の①から⑮は、GHGプロトコルによる15のカテゴリーを意味する。

### 見積りを使用した測定における基本式



- サステナビリティ情報の虚偽記載等の責任に係るセーフハーバーは、情報の特性を踏まえた合理的なものであるとともに、**有価証券報告書における開示の充実・責任の範囲の明確化のための環境整備**として妥当なものとする必要。

## 財務に関するサステナビリティ関連開示

- 企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得る、報告企業のサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報、かつ、利用者の意思決定に影響を与える重要性のある情報を提供する開示
- 財務に関するサステナビリティ関連開示は、関連する財務諸表に含まれる情報を補足し、補完するもの

## サステナビリティ情報の特性(財務情報との比較)

- 情報開示のための基準が存在、第三者保証の対象(となる)という点で、財務情報と共通
- 他方で、以下のような特性があり、**相対的に不確実性が高い**と考えられる
  - 企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会に関して「重要性がある」情報を開示するとされ、その情報の範囲は会社にとって区々
  - 財務情報は、定量情報、過去情報中心。サステナビリティ情報は、定性情報や見積りを含む将来情報が多く含まれるほか、Scope3のように、統制の及ばない第三者から入手した情報の開示も必要

## 課題

- 虚偽記載等の責任を問われないよう、有価証券報告書における情報開示が回避されるおそれがある。この場合、有用な投資情報を提供すると有価証券報告書の趣旨が損なわれる  
⇒ **有価証券報告書での開示の充実と責任の範囲の明確化のための環境整備**を図る必要

## 想定される論点

セーフハーバーの内容、適用要件、適用範囲(将来情報等の特定の情報orサステナビリティ情報or非財務情報)、効果(民事/行政/刑事)

### 3. その他の検討事項

# 企業情報の開示のあり方に関するその他の論点

## 有価証券報告書の記載事項の整理

- 投資者の利便性向上に加え、企業による作成負荷の軽減とそれによる企業と投資者との対話の充実を図るため、**有価証券報告書の記載事項のうち、相対的に有用性が低下している事項**の有無を検証し、必要に応じて、その整理を行う。

## 株式報酬に係る開示制度の見直し

- 企業が、労働に対する報酬として、自社又は子会社の役員・従業員に対し、**自社の発行する上場株券**を交付する場合における**有価証券届出書の提出免除の特例措置**について、例えば、スタートアップ等の非上場会社がその役員・従業員に株券を交付する場合や外国企業が日本子会社の役員・従業員に株券を交付する場合の取扱いを検討する。